

地域共働事業に関する包括連携協定書

福岡市（以下「甲」という。）と株式会社ローソン（以下「乙」という。）は、福岡市における地域共働事業（以下「共働事業」という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 共働事業は、コンビニエンスストアの特性を生かし、甲及び乙との共働による事業活動を推進し、地域の活性化と市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（事業内容）

第2条 共働事業の内容は、次の各号に掲げるものとする。なお、当該各号の詳細、具体的事項等については、甲及び乙協議の上、決定するものとする。

- （1）アジアを見据えた観光振興に関すること。
- （2）市の環境政策に関すること。
- （3）地産地消や地域経済の活性化に関すること。
- （4）地域の安全・安心の確保や災害時の支援に関すること。
- （5）子育てや青少年育成の支援に関すること。
- （6）高齢者・障がい者の支援に関すること。
- （7）その他市政の推進や市民サービスの提供に関すること。

2 乙は、自己の加盟店に対し最大限の努力をもってこの協定を履行するよう求めるが、フランチャイズ契約等の制限から、困難な場合があることを、甲は予め承諾するものとする。

（確認事項）

第3条 甲及び乙は、この協定の締結が、甲が乙以外の民間企業と連携し協力すること及び乙が甲以外の地方公共団体と連携し協力することを妨げるものではないことを確認する。

（協定の変更）

第4条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、甲及び乙協議の上、協定書の変更を行うものとする。

(有効期間)

第5条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成24年3月31日までとする。ただし、当該有効期間満了の日の1月前までに、甲及び乙いずれからも解約の意思表示がないときは、自動的に1年延長されるものとし、以後も同様とする。

2 甲又は乙は、前項の有効期間中にかかわらず、解約予定日の1月前までに書面により相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

(協議)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙署名の上、各自1通を保有する。

平成23年 4月22日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市長

乙 東京都品川区大崎一丁目11番2号
株式会社ローソン
代表取締役社長